

三重県身体障害者障害程度認定医師指定要領

1 趣旨

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号、以下「法」という。）第15条第1項の規定による医師の指定を行うに当たっては、この要領により行うものとする。

2 指定（変更）申請

- ① 法第15条第1項の規定による医師として指定を受けようとするものは、第1号様式の指定（変更）申請書に必要書類を添えて三重県障害者相談支援センターへ提出するものとする。
- ② 知事は、医師の指定に当たっては、法第15条第2項の規定により三重県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会（以下「審議会」という。）の意見を聞かなければならない。
- ③ 指定を受けた医師が担当する障害区分の変更をする場合は、①及び②と同様の手続きを経て指定変更を行うものとする。

3 指定（変更）審査

- ① 知事は、法第15条第1項の指定を行うに当たっては、審議会の意見を聞き、以下の事項について十分審査を行うものとする。
 - (1) 医籍登録日
 - (2) 担当しようとする障害分野
 - (3) 当該医師の職歴
 - (4) 当該医師の主たる研究歴と業績
 - (5) その他必要と認める事項

4 指定基準

- ① 法第15条第1項の規定による指定医師の指定する場合の基準経験年数等は、別表の指定医師基準によるものとする。

ただし、当該障害区分に係る指定医師が少ない等地域性を考慮する必要がある場合及び診療科の特殊性を考慮する必要がある場合はこの限りでない。
- ② 診断を担当する障害区分は、その者が主として標榜しかつそれに関して相当の学識経験を有する診療科に限ることとする。

ただし、当該障害に係る指定医師が少ない等地域性を考慮する必要がある場合及び診療科の特殊性を考慮する必要がある場合はこの限りでない。

5 指定

指定は審議会が開催された日をもって行うこととする。

6 指定医師の辞退及び取り消し

- ① 法第15条第1項の指定を受けた医師が指定を辞退するときは、60日前までに書面（第2号様式）により、知事に届け出なければならない。
- ② 知事が法施行令第3条第3項の規定により指定の取り消しを行うときは、審議会の意見を聞かなければならない。

また、当該指定医師に対して弁明の機会を与えなければならない。

7 届出

指定医師は次の事項に変更があったときは、第3号様式により速やかに知事に届け出なければならない。

- ① 氏名、所属する医療機関の名称及び所在地の変更
- ② 休止、廃止又は再開したとき
- ③ 医療法（昭和23年法律第205号）第24条、第28条若しくは第29条、健康保険法第95条、介護保険法第77条第1項又は薬事法（昭和35年法律第145号）第72条若しくは第75条第1項に規定する処分を受けたとき。

附則

この要領は、平成17年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成21年11月1日から適用する。

附則

この要領は、平成21年12月24日から適用する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成27年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和3年2月8日から適用する。

指 定 医 師 基 準

診断を担当する 障害区分	関係する診療科名	基準経年数等
視覚障害	眼科 小児眼科 神経内科 脳神経外科 (眼科以外の診療科にあつては、腫瘍、神経障害等による視力喪失者の診療に限る。)	診療経年 5 年以上
聴覚障害	耳鼻いんこう科 小児耳鼻いんこう科 気管食道・耳鼻いんこう科 神経内科 脳神経外科 (原則として、耳鼻咽喉科学会認定の耳鼻咽喉科専門医であること。) (耳鼻科以外の診療科にあつては、腫瘍、神経障害等による聴力喪失者の診療に限る。この場合、診断書(意見書)は、必ず審査部会に諮るものとする。)	診療経年 5 年以上
平衡機能障害	耳鼻いんこう科 小児耳鼻いんこう科 気管食道・耳鼻いんこう科 神経内科 脳神経外科 リハビリテーション科 (耳鼻科以外の診療科にあつては、診断書(意見書)は、必ず審査部会に諮るものとする。)	診療経年 5 年以上
音声・言語機能障害	耳鼻いんこう科 小児耳鼻いんこう科 気管食道・耳鼻いんこう科 内科 気管食道科 気管食道内科 神経内科 気管食道外科 脳神経外科 形成外科 リハビリテーション科 (耳鼻科以外の診療科にあつては、診断書(意見書)は、必ず審査部会に諮るものとする。)	診療経年 5 年以上
そしゃく機能障害	耳鼻いんこう科 小児耳鼻いんこう科 気管食道・耳鼻いんこう科 気管食道科 気管食道内科 神経内科 気管食道外科 形成外科 リハビリテーション科	診療経年 5 年以上
肢体不自由	整形外科 外科 小児外科 内科 神経内科 脳神経外科 形成外科 リウマチ科 小児科 リハビリテーション科	診療経年 5 年以上
心臓機能障害	内科 循環器科 循環器内科 心臓内科 外科 心臓血管外科 心臓外科 胸部外科 小児科 小児外科 リハビリテーション科	診療経年 5 年以上
じん臓機能障害	内科 循環器科 循環器内科 腎臓内科 人工透析内科 外科 移植外科 小児科 小児外科 泌尿器科 小児泌尿器科	診療経年 5 年以上
呼吸器機能障害	内科 呼吸器科 呼吸器内科 気管食道科 気管食道内科 外科 呼吸器外科 気管食道外科 胸部外科 小児科 小児外科 リハビリテーション科	診療経年 5 年以上
ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科 小児泌尿器科 外科 消化器外科 内科 消化器内科 神経内科 小児科 小児外科 産婦人科(婦人科) 消化器科(胃腸科)	診療経年 5 年以上
小腸機能障害	内科 消化器科(胃腸科) 消化器内科 胃腸内科 外科 消化器外科 腹部外科 小児科 小児外科	診療経年 5 年以上
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	内科 血液内科 感染症内科 呼吸器科 呼吸器内科 外科 小児科 産婦人科 (基準経年数等は、エイズ拠点病院での従事経年であること)	診療経年 5 年以上
肝臓機能障害	内科 消化器科 消化器内科 肝臓内科 外科 消化器外科 移植外科 腹部外科 肝臓外科 小児科 小児外科	診療経年 5 年以上

(注) 初期研修期間は、診療経年数に含めないものとする。